

季刊文化財

2

文化財保護委員会編

季刊文化財 第二号

目次

国宝及び重要文化財の指定……………	(1)
史跡・名勝・天然記念物の指定について……………	(32)
重要民俗資料の指定と指定基準……………	(36)
重要無形文化財の指定と指定等基準……………	(44)
昭和二十九年年度における建造物の修理状況について……………	(53)
平等院鳳凰堂の壁画模写……………	(62)
国宝・重要文化財展覧会の概況……………	(66)
文化財行政雑感……………	(85)
民俗資料の調査について……………	(87)
史跡若松城跡の現状変更の期限の延長について……………	(90)
昭和二十九年年度 各都道府県の文化財に対する補助状況……………	(92)

口繪写真

1	紙本著色風俗図(彦根屏風)
2	木造風神・雷神像
3	極楽院本堂

文化財行政雑感

選挙と文化

鳩山内閣が出来てから、解散までの一ヶ月余に亘つて展開された善政予約合戦は、見事なものであつた。新聞では選挙放送と称して、いざ内閣の座に坐つたら又別だといふことを、予め承知であるかの如き印象を与えているが、私共は夫々掲げられた目標に向つて、急進漸進の差こそあれ、少くともその政策のニュアンスに於て、予約した政策と全く違つたものが出来るとは思はない。その意味で、発表された政綱政策には、多大の関心を持たざるを得ない。

ところが此等を綜覧して、文化のことに触れたのは、ホンの片言隻句が一二度散見されただけ。文教問題は文化以外にあるかの如き感じさへ受ける。文教問題が事実上百政の根基であることは、理論的には全く異論がないが政治的社会的経済的事実としては、全く等閑に附されてしまつてゐる。

森 田 孝

全国にみなぎるほのぼのとした明るい気分澎湃として起る独立意識、世界の人々の敬愛を勝ち得る独立国民たる自覚と自信、それ等は、日本人の発展と幸福確保の基本条件である。社会的には勿論経済的にも必須条件である。従つてそれは政治的にも基本課題であり中心命題である。しかもそれ等は何によつて解決し得るか。文化以外に無いではないか。文化を忘れた政治によつて、日本の前途が開かれることはあり得ないことを、もつと広く深く認識させることが、刻下の急務であると思ふ。

教育・文化財・観光

文化財行政は地方では教育委員会の所管になつてゐる。ところが教育委員会の仕事の中で、一番重要な部分を占めてゐるのは学校教育である。文化財行政は京都奈良両府県を除いては、社会教育の一部として取扱はれてゐる所が多い。文化財保護法が出来てから、各県の文化財係は新進気鋭の人によつて占められてゐる所が多いが、そ

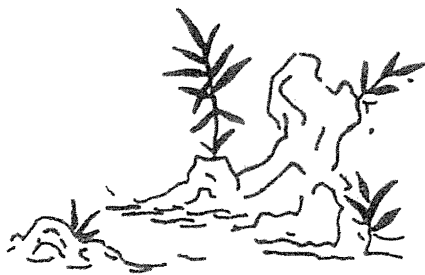
の熱意が、課長教育長を通じ、更に県当局を動かすまでには、相当の時間と努力がいる。結局は、課長教育長の関心と熱意如何にかゝつて来る。此の点厭が応でもやらねばならない学校教育行政と違ふ所で、府県によつて文化財行政の円滑さに非常な差異がある原因であらう。

そこで文化財行政が、本質的に教育委員会内では勿論、県当局に於ても、もつと重要なものであるに拘らず、比較的等閑に附されがちな場合、特に注意を喚起したい二点を記したい。

第一は教育関係者がもつと文化財の教育上の意味をよく理解しなければいけないし、文化財関係者が、その点にもつと努力を傾けなければいけない。文化財の教育上の意味については、少くとも私は機会ある毎に筆に言葉に述べているから、読者は知つていられると思ふ。今回は之を例で述べておかう。只今社会科の教科課程改正が行はれている。その中心課題は、歴史や地理を系統的に取扱ふことや、国旗や天皇をどう取扱ふかという事である。それ等は要するに、国家意識を如何にして涵養するかといふ問題である。国家意識はそれで涵養されるかも知れない。併し、世界の人々から敬愛される独立国民としての自信は、それだけでは涵養されない。各々の持つ文化の力に対する自覚と自信が無ければ、実現不可能のこ

とである。それには我々の血の通つた祖先や先輩の文化の力の結晶である文化財の理解と尊重が出发点である。教育上、文化財にもつと親しむ機会を与へ、その価値と意義の認識を深からしめることは、もつと大きく採り上げられなければならない。

文化財に親しませる最もよい機会は、学校では遠足見学や修学旅行であり、一般には観光である。文化財係の人々から積極的に観光資源としての文化財を観光関係官民に知らせることは、単に国家的意義が高いだけでなく、県当局の協力体制を強化する途である。



▽編集後記△

昭和二十九年度もあと僅かを以て新年度を迎える。この刊行物も第二号を発行することができて編集者として大変喜んでゐる。来年度は更に内容を充実して一段と光彩を加えたいと思つてゐる。

この本をお届けする頃には、既に国宝、重要文化財等の新指定も終り、新たに国宝目録、重要文化財目録等が発行されていることと思う。

本年度において先づ特記すべきことは、法隆寺金堂の落成、重要無形文化財、重要民俗資料の初指定であらう。後の二つについては本号に詳細に記録することとした。

なお、最近デパート等の施設において国宝、重要文化財の展覧会が競つて行われるようになったので、昭和二十五年以降の各地の展覧会の状況を回顧してまとめた。

昭和30年3月31日発行

季刊文化財第2号

発行者 文化財保護委員会

印刷所 青樹印刷株式会社
東京都中央区日本橋茅場町2ノ7